

## 課税明細書の見方

課税明細書には、あなたが茅ヶ崎市内に所有する固定資産のうち、固定資産税・都市計画税の課税の対象となった土地・家屋について記載しています。内容をご確認のうえ、ご不明な点がありましたらご連絡ください。

①区分	②土地又は家屋の所在地		③不動産番号	固定	⑮課税標準額(円)	⑯本則課税標準額(円)	⑰前年度(比準)課税標準額(円)
	④登記地目又は種類・用途	⑤登記地積又は床面積(m <sup>2</sup> )	⑥建築年	都計	⑯軽減税額(円)	⑰減免税額(円)	⑱相当税額(円)
	⑦現況地目又は構造	⑧現況地積又は床面積(m <sup>2</sup> )	⑨現況階層		⑲課税標準額(円)	⑲本則課税標準額(円)	⑲前年度(比準)課税標準額(円)
	⑩家屋番号又は共用土地の持分割合	⑪非課税地積又は床面積(m <sup>2</sup> )	⑫現況屋根		⑲軽減税額(円)	⑲減免税額(円)	⑲相当税額(円)
⑬備考			⑳小規模住宅用地				
			㉑一般住宅用地	㉒地積	㉓固定課税標準額(円)	㉔固定負担水準	㉕都計課税標準額(円)
			㉖上記以外の土地				㉗都計負担水準

- ① 土地・家屋の種別です。
- ② 土地の場所、家屋が建っている場所を表示しています（住居表示の住所とは異なります）。ひとつの土地を2種類以上の地目で課税しているときは、地目ごとに表示しています。
- ③ 土地や建物に付与される13桁の識別番号です。現在、本市ではシステム上管理していないため、空欄です。
- ④ 土地の場合は登記簿に記載された公的な地目（例：宅地、田、畑など）を、家屋の場合は登記簿上の種類や用途（例：居宅、店舗、工場など）を示します。
- ⑤ 土地の場合は登記簿に記載された地積（面積）を、家屋の場合は登記簿に記載された床面積を平方メートル単位で示します。
- ⑥ 家屋が建築された年を示します。建築年が不明の家屋については「不詳」と示されます。
- ⑦ 土地の場合は、賦課期日（1月1日）時点での土地の実際の利用状況（現況）を示す地目です。登記地目と現況地目は必ずしも一致しません。（例：登記が畑でも、現況が駐車場なら雑種地になります。）  
家屋の場合は、その建物の主要な構造（例：木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造）を示します。
- ⑧ 土地の場合は市町村が評価した現況の地積を、家屋の場合は市町村が評価した現況の床面積を平方メートル単位で示します。
- ⑨ 家屋の現在の階層数を示します。
- ⑩ 家屋の場合、登記簿上で各建物に割り振られた固有の番号です。共用土地（マンションの敷地権など）の場合、その土地に対する納税義務者の持分割合を示します。
- ⑪ 土地または家屋のうち、地方税法に基づき固定資産税が課されない部分の面積を平方メートル単位で示します。
- ⑫ 家屋の屋根の種類を示します。（例：瓦葺、スレート葺など）
- ⑬ この欄には、お持ちの土地や家屋に関する詳細情報が記載されています。記載される項目は、所有されている資産の状況によって異なります。  
ここに記載されている項目は、あなたの課税明細書に印字されている場合に、それぞれの内容を示しています。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
- ⑭ 土地・家屋の価格です。共用土地の場合は敷地全体の価格です。共用家屋の場合は共用家屋の合計の価格です。
- ⑮・⑲・⑳・㉑・㉒ 固定資産税・都市計画税の税率（固定資産税は100分の1.4、都市計画税は100分の0.3）を乗じて最終的な税額を算出する際の基礎となる金額です。  
住宅用地の特例や税負担の調整措置が適用されることで、評価額よりも低くなる場合があります。
- ⑯・㉒ 原則価格と同じですが、住宅用地等の場合には、特例率等を乗じた価格を示しています。
- ⑰・㉑ 土地に係る前年度（比準）課税標準額を表示しています。
- ⑱ 地方税法に基づく特例等により減額した額を表示しています。
- ⑲ 地方税法に基づく減免等により減額した額を表示しています。
- ㉑ 「固定資産税当該年度課税標準額」に税率100分の1.4をかけたものです。ただし、地方税法に基づく特例や減免等により税額が減額になる場合は、減額後の額を表示しています。
- ㉒ 地方税法に基づく特例等により減額した額を表示しています。
- ㉓ 地方税法に基づく減免等により減額した額を表示しています。
- ㉔ 「都市計画税当該年度課税標準額」に税率100分の0.3をかけたものです。ただし、地方税法に基づく特例や減免等により税額が減額になる場合は、減額後の額を表示しています。
- ㉕ 課税標準額の特例において、6分の1の特例率（都市計画税の場合は3分の1）が適用される用途区分です。画地内の居住用家屋一戸につき、最大で200㎡まで適用されます。
- ㉖ 課税標準額の特例において、3分の1の特例率（都市計画税の場合は3分の2）が適用される用途区分です。小規模住宅用地の適用上限を超過している部分の土地に適用されます。（ただし、小規模住宅用地の地積と合わせて、家屋の床面積の10倍までが適用上限です。）
- ㉗ 課税標準額の特例において、特例率が適用されない用途区分です。居住用家屋ではない家屋が建っている土地や、小規模住宅用地及び一般住宅用地の適用上限を超過している部分の土地に適用されます。
- ㉘ 用途区分（小規模住宅用地、一般住宅用地等）ごとの地積を表示しています。
- ㉙・㉚ 前年度課税標準額と本則課税標準額を比較した率です。課税標準額の特例において、用途区分（小規模住宅用地、一般住宅用地等）ごとに計算されるため、それぞれ異なる率が表示される場合があります。

- （注）
- 1、共用土地の地積、価格、課税標準額、軽減等税額は敷地全体のもので、相当税額は敷地権割合等によりあん分したものです。共用家屋の床面積、価格、課税標準額、軽減等税額は規約等で共用にしている部分全体のもので、相当税額は各戸の専有面積によりあん分したものです。
  - 2、相当税額の合計と納税通知書の税額は、端数処理の関係で必ずしも一致しません。
  - 3、償却資産及び市街化調整区域内の土地・家屋には、都市計画税は課税されません。